○文部科学省告示第百三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
村田町村田伝統的建造物群保存地区	宮城県柴田郡村田町	村田町大字村田字町の一部	約七・四ヘクタール
焼津市花沢伝統的建造物群保存地区	静岡県焼津市	焼津市花沢、吉津及び野秋の各一部	約一九・五ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市町の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

開山堂	客殿	表門	本願寺鐘楼
桁行三間、梁間三間、入母屋造、向拝一間、桟瓦葺、背面軒下張出し付	桁行二一・九メートル、梁間一二・九メートル、一重、南面入母屋造、こけら葺、北面切妻造段違、桟瓦葺	一間薬医門、切妻造、本瓦葺、北側潜戸、南側袖塀付	明治四三年内務省告示第百十号

本願寺七棟	本願寺	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る門前町
経蔵　桁行一間、梁間一間、一重もこし付、宝形造、本瓦葺、八角輪蔵付 附・棟札　二枚 宝永八年二月、宝永八年三月			
鐘楼　桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺			
手水所　桁行二間、梁間一間、一重、入母屋造、本瓦葺、石水盤及び井戸付			
鼓楼　桁行四間、梁間四間、二重、入母屋造、本瓦葺			
御影堂門　四脚門、入母屋造、本瓦葺			
阿弥陀堂門　四脚門、切妻造、前後軒唐破風付、檜皮葺			
総門　一間高麗門、切妻造、南北袖塀付、本瓦葺 附・御成門　一棟 一間高麗門、切妻造、南北袖塀付、本瓦葺 桁行五間、切妻造、本瓦葺 ・築地塀　三棟 御影堂門南方延長一〇八・七メートル、御影堂門阿弥陀堂門間延長五五・八メートル、御影堂門北方延長八〇・三メートル、各本瓦葺			

・経蔵　一棟
・附棟札　二枚
・手水所　一棟
・鼓楼　一棟
・御影堂門　一棟
・阿弥陀堂門　一棟
・総門　一棟
・附御成門　一棟
・附目隠塀　一棟
・附築地塀　三棟